

保護者の皆様

自然災害発生時等の緊急対応について【改訂版】

平素は本校の教育活動にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、5月に保護者の皆様へ「自然災害発生時等の緊急対応について」を配付させていただきましたが、令和8年5月29日より気象の警報などが大きく変わりました。それに伴い、教育委員会からの指示のもと「自然災害発生時等の緊急対応について」を改訂しました。

学校としましては、保護者の皆様との緊急時の対応方法の共有化により、生徒の安全確保に努めたいと考えております。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

記

1 台風時等における生徒の登下校の指導ならびに授業等の実施について

(1) 始業時前に 『暴風警報』『特別警報(大雨)』『警戒レベル3(高潮は除く)相当以上の情報』が発表されている場合

①午前7時までに『暴風警報』『特別警報(大雨)』『警戒レベル3(高潮は除く)相当以上の情報』(以下警報)が解除された場合は、2時間の余裕をもって生徒を登校させてください。きずなネット・学校ホームページで授業開始時間を連絡します。

②午前7時の時点で警報が発表されている場合は、当日の授業は中止します。

(2) 始業後に 『暴風警報』『特別警報(大雨)』『警戒レベル3(高潮は除く)相当以上の情報』が発表された場合

①原則として、直ちに授業を中止し、速やかに生徒を帰宅させます。

②ただし、台風の中心位置、進行方向、速度、防災情報等の気象状況、道路、橋梁、浸水の状況等から判断して、安全に帰宅することが困難と認められる生徒については、学校で待機させるとともに、ご家庭と緊密な連絡をとる等適切な処置を講じます。

③大雨・洪水警報又は注意報が発表された場合も、状況によっては上記①、②に準じて適切な処置を講じるとともに、その都度ご家庭との連絡を密にします。

- ④学校からの緊急連絡は、きずなネット・学校ホームページ等により行います。

2 地震発生時等における生徒の登下校の対応について

(1) 在校時に『地震が発生』した場合

甚大な被害の突発地震が発生した場合は、保護者又は家族の方の出迎えが必要です。時間の都合がつき次第、学校へお子さまを迎えに来てください。

震度4程度の地震が発生した場合は、状況に応じ帰宅等の対応を取ります。

(2) 引き渡しカード

非常時には、いろいろな場面での混乱が予想されます。生徒一人ひとりの安全を確認するため、保護者や家族の方が迎えに来られた時に、引き渡しカードを使用します。

3 携帯メールによる連絡網「きずなネット学校連絡網」登録のお願い

緊急時の連絡手段として「きずなネット学校連絡網」の登録をお願いします。登録されない場合は、登録されている方から、すぐに連絡が入るようにしていただくようにお願いします。

携帯電話等を交換された場合は、再登録をお願いします。登録方法がわからない場合は、担任からプリントをお受け取りください。

※何かご質問などがありましたら多気中学校教頭までお問合せください。

多気中学校 教頭 大森 清之 0598 - 38 - 2017
